

改正労働契約法の周知の取組について

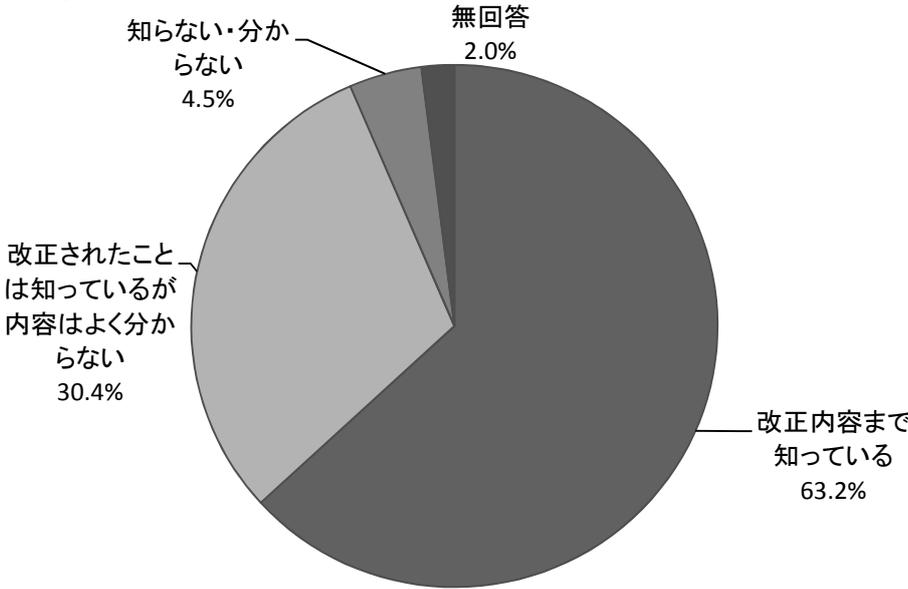
【平成24年8月の改正法成立後、以下のような取組を実施】

- 改正内容を説明したリーフレット(4ページ)、パンフレット(24ページ)の作成・配布
- 厚生労働省ホームページ内に上記パンフレット、改正法条文、施行通達等を掲載した専用ページの設置
- 各都道府県において説明会を実施(平成24年度:約200回)、その他、各種団体からの要請に応じた説明会を実施
- 施行直前の平成25年3月には、新聞、経済誌、インターネット上への広告掲載、ポスターの作成・配布
- 労働契約法等の法令や、解雇や雇止め等に関する裁判例について解説する「労働契約解説セミナー」を全国47都道府県で開催。当該セミナーにおいて改正法の内容について説明

※平成24年度実績： 一般向け：73回(参加総数 9,413名)
学生向け：11回(参加総数 805名)

【改正労働契約法の認知状況】

- 施行後に実施した調査(労働政策研究・研修機構「高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」:平成25年11月12日公表)によれば、全有効回答企業7,179社のうち、「改正内容まで知っている」が63.4%、「改正されたことは知っているが、内容はよくわからない」が30.4%、「知らない・分からない」が4.5%となっている。



n=全有効回答企業7,179社